

- 2 PTA 全会員で宮前小学校の全児童を守る立場をもってパトロールする。
- 3 パトロールの日誌・腕章等は、各自責任をもって管理する。

第15条 この要領は、常任委員会において改廃することができる。

附則 この要領は、平成22年度から施行する。

附則 この要領は、平成29年度に一部改正したものである。

宮前小学校 PTA 活動運営細則

第1章 常任委員会

第1条 常任委員会の召集及び議長は会長が行い、議事は出席者の過半数の同意により決する。

第2条 常任委員会は、PTAの事業執行に関する代表機関であり、PTAとして活動を行なうには常任委員会の議決・承認が必要であり、次の事項について審議する。

- 1 本部役員会、学年委員会、各専門委員会、地区委員会からの事業計画
- 2 PTAにかかわりのある学校からの事業計画
- 3 会計処理の計画
- 4 総会、各委員会、常任委員会の開催計画
- 5 その他、審議すべきこと

第3条 次に掲げる事項は掌握する委員が報告し、常任委員会の承認を受ける。

- 1 本部役員会、学年委員会、各専門委員会、地区委員会からの事業報告
- 2 PTAにかかわりのある学校からの事業報告
- 3 会計処理の報告
- 4 その他、報告すべきこと

第2章 学年委員会

第4条 学年委員会は、クラス・学年単位のPTA活動を代表し、懇談会の司会・進行、学校行事の支援、各種講演会等への出席などの事業を行う。

第5条 委員長、副委員長、学年代表を次のとおり選出し、総会の承認を受ける。なお、委員長は委員会を総理する。

- 1 各学年で委員の互選により、学年代表を選出する。
- 2 各学年代表の互選により、委員長、副委員長を選出する。

第3章 専門委員会

第6条 専門委員会の名称、任務は次のとおりとする。

名称	任務
教養・成人委員会	給食試食会・講演会など、児童の健全育成にかかわる事業、並びに、スポーツレクリエーションなど、PTA会員の親睦を図る事業を行う。
広報委員会	広報「しりん」などを発行し、活動の普及啓発にかかわる事業を行う。

第7条 各委員会において、委員長、副委員長、会計、学年代表を選出し、総会の承認を受ける。なお、委員長はそれぞれの委員会を総理する。

- 1 各学年で委員の互選により、学年代表を選出する。
- 2 各学年代表の互選により、委員長、副委員長、会計を選出する。

第4章 地区委員会

第8条 地区委員会の設置単位（以下「各地区」という）は次のとおりとし、地区ごとに地区名称を付して「〇〇地区委員会」と呼称する。

- 1 中尾・羽三
- 2 伊古
- 3 水房
- 4 月輪
- 5 羽一
- 6 みなみ野・十三塚
- 7 都
- 8 羽二

第9条 地区委員会は、学校以外の地域における児童の生活環境を守る活動を行う。具体的な活動は次の掲げるとおり。

- 1 児童の安全を守る事業（交通指導、安全パトロールなど）
- 2 児童の健全育成のための事業（地区別ラジオ体操など）
- 3 以上を総合した事業（登下校時の通学班編成など）、環境美化の活動（資源回収など）

第10条 各地区において、委員長、副委員長等を委員の中から選出し、総会の承認を受ける。

第11条 各地区委員長により、地区の呼称のつかない「地区委員会」を組織し、地区委員長の中から互選により代表地区委員長、代表地区副委員長、会計を選出し、総会の承認を受ける。なお、代表地区委員長が地区委員会を代表する。

第12条 代表地区委員長は全ての委員と兼務できない。

第13条 連続した年度において、同じ地区から同じ役職（代表地区委員長、代表地区副委員長、会計）を選出することはできない。

第5章 委員会に係る雑則

第14条 委員の任期は1年とし、子どもの数に応じて選任される。ただし再任は妨げない。地区委員の進出については適用されない。補欠委員を選任した場合、その委員の任期は前任者の残任期間とする。

第15条 本部役員、学年委員会の委員、および各専門委員会の委員は、それぞれの委員会を兼務できない。

第16条 地区委員は本部役員、学年委員会の委員、および各専門委員と兼務しないほうが望ましいが、兼務する場合にはそれぞれの委員長には選出されない。

第17条 すでに委員長を経験した人を、別な年度において委員長に選出することはできない。ただし、自ら希望する場合は、この限りではない。

第18条 本部役員の中から家庭教育委員を互選する。

第19条 学年委員会、各専門委員会、および地区委員会に本部役員の担当者を派遣する。

第6章 会計処理

第20条 会計は次の要領で処理する。

- 1 会則第14条に規定する会計年度のうち、4月から9月までを前期、10月から翌年3月までを後期とする。
- 2 本部会計が全体の経理処理を行うとともに、学年委員会、各専門委員会、地区委員会の会計はそれぞれで処理するものとする。

第21条 会費の納入は次のとおりとする。

- 1 会則第13条に規定する年会費は、前期と後期の半期分を一括して納入する。また、一度納入された会費は返却しないが、一部、減免措置をとることができる。